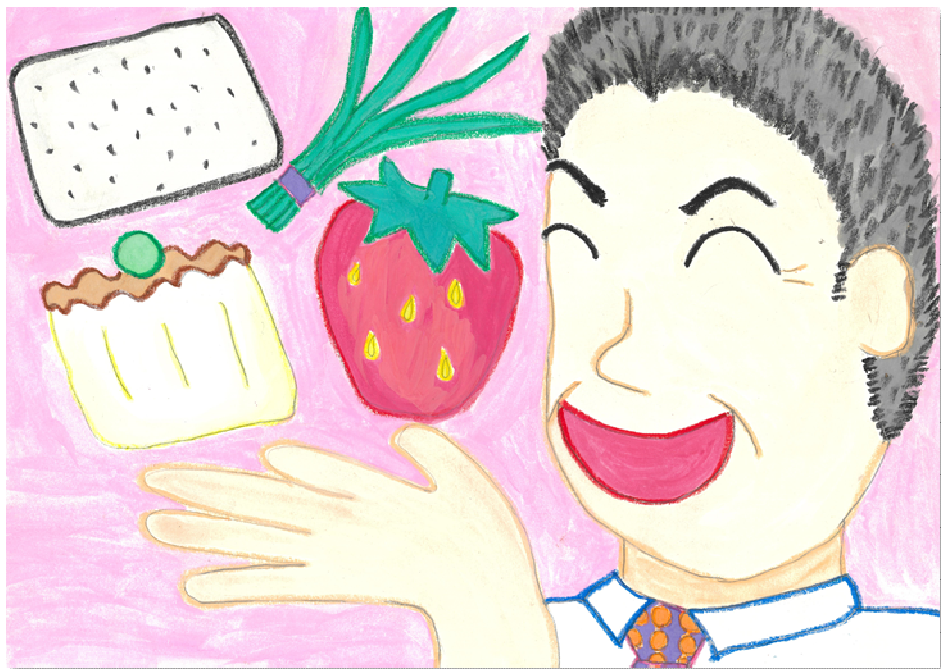


I. 鹿沼市こども計画本編



小学2年生作品「松井市長とかぬまの美味しいもの」

第1部 計画の概要

1. 策定の背景・目的

我が国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、人口減少や地方の衰退が加速する事態が現実のものとなっています。また、生活様式の多様化や世帯のあり方も大きく変化し、女性の社会進出や働き方改革などが進むに伴い、若者の結婚や子どもを産み育てることに対する意識も変化するなど、子どもと子育てを取り巻く環境も変化してきています。

国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定子ども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

令和5年4月には、異次元の少子化対策を推進し、将来を担う子どもへの取組を集中的に行うべく、新たに「こども家庭庁」を発足させるとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

更に同年12月には、既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化し、更に必要な施策を盛り込んだ「こども大綱」を定め、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

令和5年4月1日に施行されたこども基本法第10条において、市町村は、国が策定するこども大綱と都道府県が策定する都道府県こども計画を勘案して、こども計画を策定するよう努力義務が課せられました。また、こども計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定できるとされています。

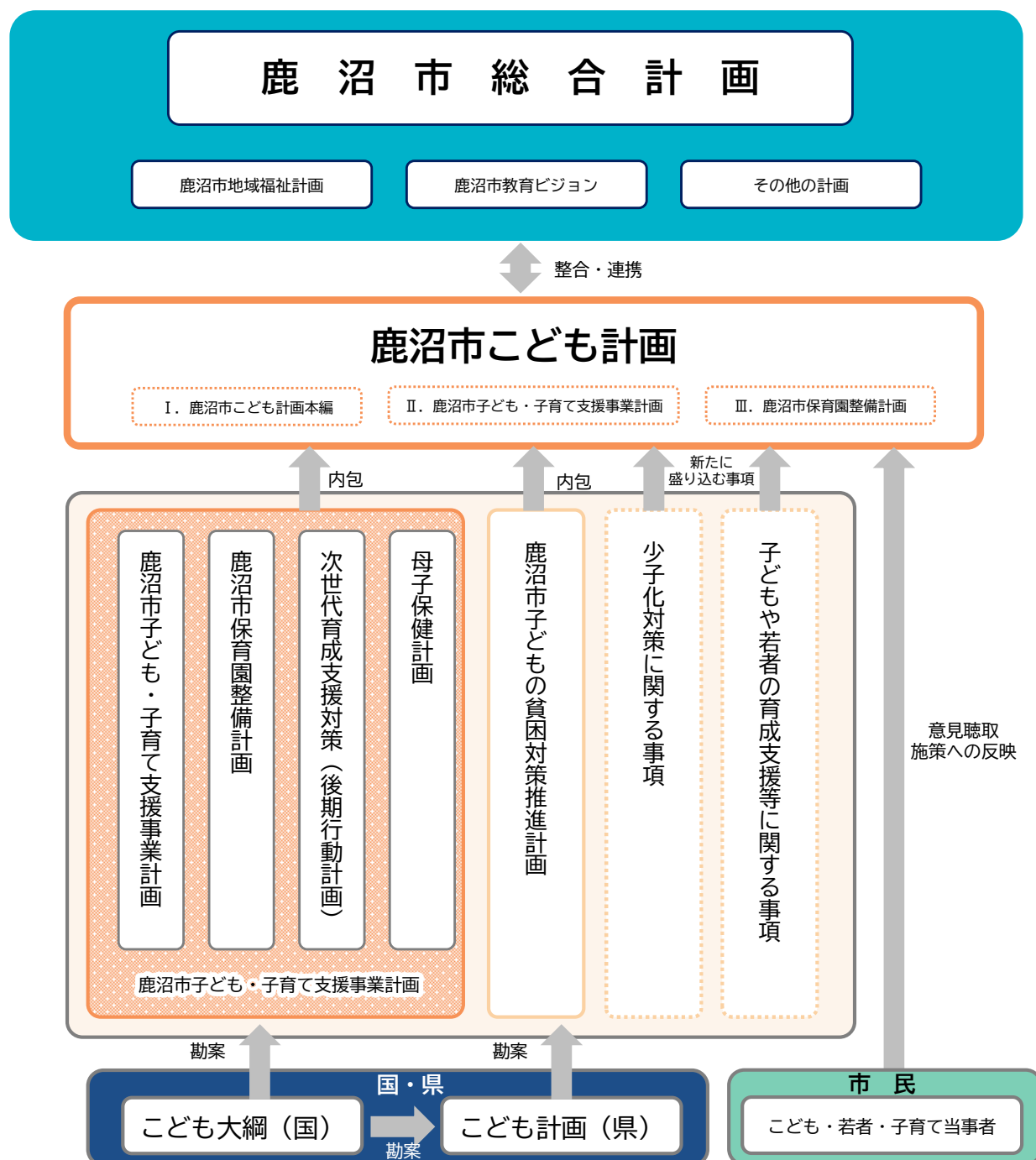
本市では、「鹿沼市子ども・子育て支援事業計画（第2期計画）」が令和6年度末をもって終期を迎えることから、この機会を捉えて、令和7年度を始期とする子ども・子育て支援事業計画などを一体化し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて「鹿沼市こども計画」の策定に取り組むものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づき策定する「市町村こども計画」であり、国のこども大綱及び栃木県こども計画（栃木県こどもまんなか推進プラン）を勘案して本市でのこども施策について定めるものです。

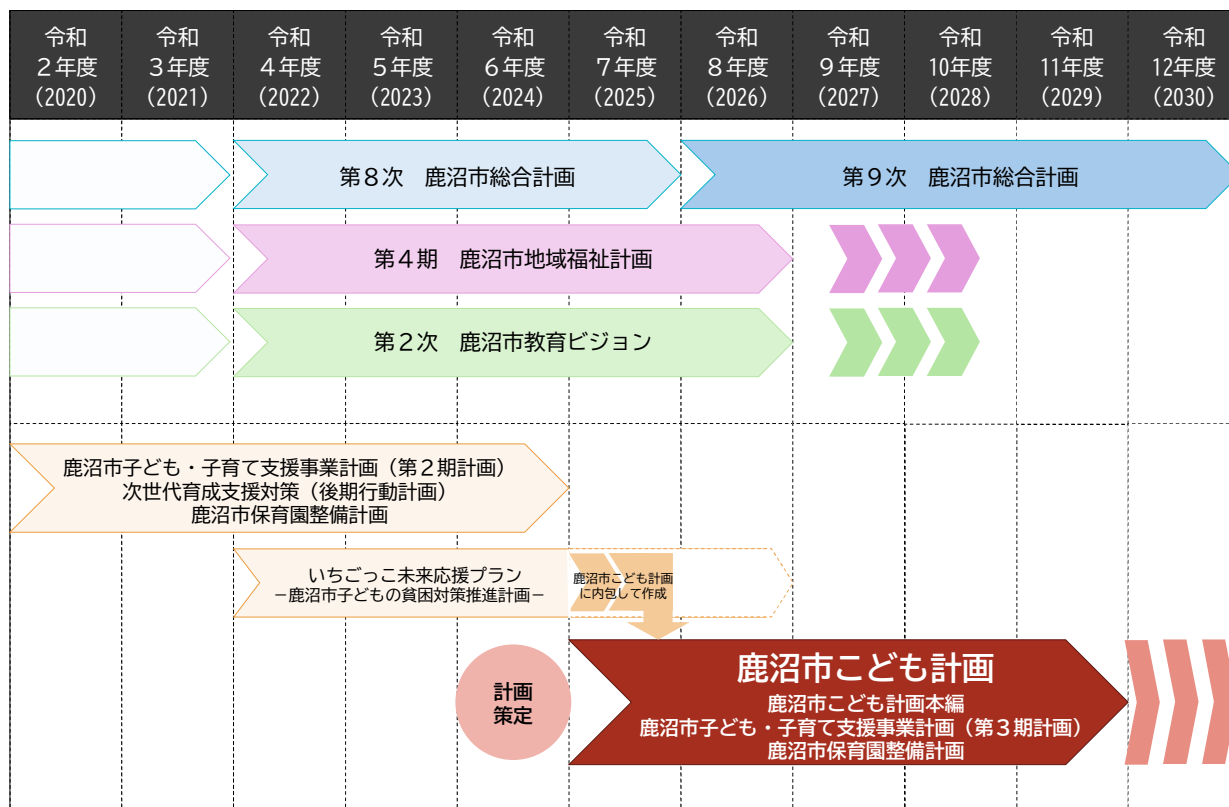
本市の計画については、同条第5項の規定に基づき、「鹿沼市子ども・子育て支援事業計画」（「次世代育成支援行動計画」、「母子保健計画」を包含）、「鹿沼市保育園整備計画」、「鹿沼市子どもの貧困対策推進計画」を包含した一体的な計画として策定します。

また、計画の策定に当たっては、本市の最上位計画である「鹿沼市総合計画」をはじめ、「鹿沼市地域福祉計画」、「鹿沼市教育ビジョン」などの関連計画との整合・連携を図っています。



3. 計画の期間

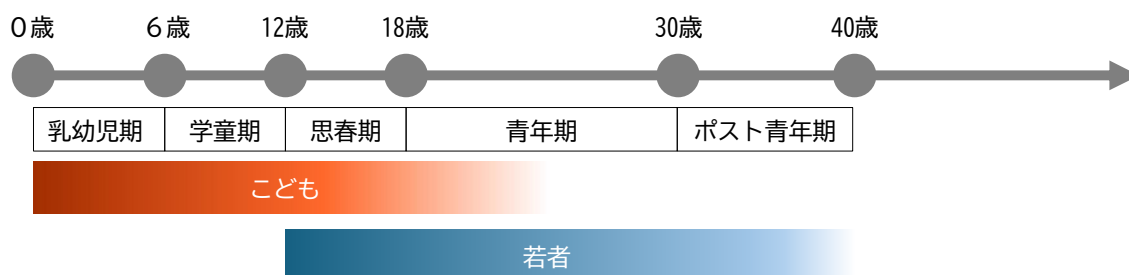
本計画の期間は、令和7年度を初年度とする5か年計画とします。なお、子ども・子育て支援の環境状況の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



4. 計画の対象年齢

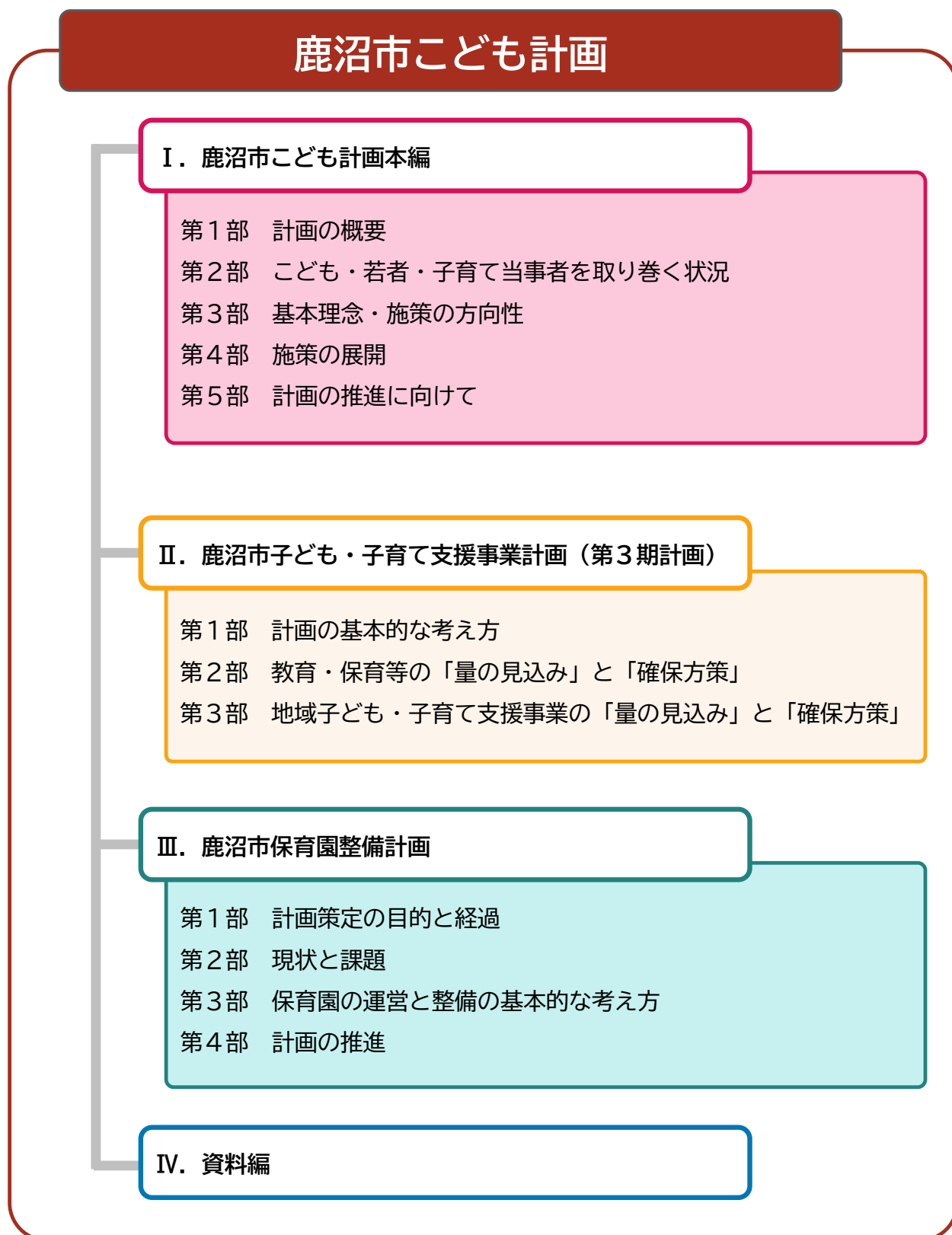
本計画は、こども・若者がそれぞれのライフステージ、それぞれの状況下において、社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを目指すものであり、こども・若者への支援が特定の年齢によって途切れることがないようにするため、特定の年齢にある者と定めるのではなく、「心身の発達の過程にある者」と定めます。

【こども、若者の年代イメージ】



5. 計画の構成

本計画の構成は、鹿沼市こども計画本編、鹿沼市子ども・子育て支援事業計画及び鹿沼市保育園整備計画、資料編です。



6. 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGsとは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標です。日本としても、また地方自治体においても積極的な推進に取り組んでいます。

本市においては、第8次鹿沼市総合計画にのっとりたまちづくりを進めることで、SDGsの達成に寄与していくこととしており、本計画においても、その理念に基づき、各施策・事業を進めます。

■ 本計画に関係する主なSDGsの目標

